

宮崎市 地域計画策定に向けた協議の場（書面開催）の概要

No.	地域名	所在地	地目	面積 (㎡)	変更区分 (変更の目的)	意見聴取期間	開催方法	備考
1	北 2	大字瓜生野5185	畑	715	区域からの除外 (進入路、露天駐車場)	令和 7 年 7 月 9 日まで	書面開催	
2	田野 4	田野町甲9690-3	畑	256	区域からの除外 (一般住宅)			
3	高岡 7	高岡町小山田2185	田	441	区域からの除外 (農家住宅、露天駐車場、農業用倉庫)			
		高岡町小山田2186-1	畑	203				
4	清武 2	清武町木原5353-1	畑	187	区域からの除外 (一般住宅)			
5	清武 3	清武町船引6645-1	畑	2,196	区域からの除外 (農家住宅)			
6	大宮 1	池内町2690	田	595	区域からの除外 (植林 (杉))			
		池内町3191-1	田	709				
		池内町3194-1	田	154				
		池内町3195-1	田	284				
		池内町3202-1	田	373				
		池内町3204-2	田	376				
		池内町3204	田	739				
		池内町3205-1	田	999				
		池内町2709-1	田	34				
		池内町2710-1	田	1,237				
7	佐土原11	佐土原町下那珂3053-1	畑	180	区域からの除外 (一般住宅への通路、 農業用倉庫等)			
		佐土原町下那珂3054-1	畑	228				
		佐土原町下那珂3054-4	畑	72				

宮農企第97号
令和7年7月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮崎市長 清山 知憲

市町村名 (市町村コード)	宮崎市 (452017)
地域名 (地域内農業集落名)	北2 (大瀬町、柿木原、千代ヶ崎、上畑、下畑、池内第2、野首、竹篠、上野、久保、平松、浦田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 7月 9日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、大淀川と本庄川の合流地点の平坦部と丘陵の高台の畜環団地(畑地帯)からなり距離を隔てた8つの集落で構成されている。畜環団地では施設園芸、花き、果樹、飼料作物の生産や畜産、平坦地では施設園芸、水稻、千切り農家などの中心経営体が確保されている。水田は低湿田で条件不利地が多く、鳥獣被害や後継者不足、高齢化が進むなか耕作放棄地の発生が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

施設園芸(きゅうり、ミニトマト)、果樹、花き、水稻、畜産を主体にしており、今後も水田活用型農業を継続して行く。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	231.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	231.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び周りの農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と一部の狭い農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

大規模土地利用型農業の経営体へ集積、集約を段階的に進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向などを聞き取り、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、今後も話し合いを進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体の受け入れに取組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後、話し合いをして行く。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

レ	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	レ	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害による被害は少ないがジャンボタニシの食害が多い。また、山際ではイノシシによる被害が発生しているため、対策の検討が必要である。

⑩大雨が降った際に一部の地域で川の水が溢れるため、河川改修の対策が必要である。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮崎市長 清山 知憲

市町村名 (市町村コード)	宮崎市 (452017)	
地域名 (地域内農業集落名)	田野4 (中渡瀬、上倉谷、下倉谷、築地原、仏堂園、持田、尾脇、新村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 7月 9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備が令和5年度に完了し、水稻、施設園芸、露地野菜、飼料作、畜産農家などの中心経営体が十分に確保されている。基盤整備にあわせ大淀川右岸パイプラインの敷設されたが、その水の利用についてルールが守られていないところもある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域では、農業用ため池・清武川水系および天神ダムからの水を水源とした水稻や飼料用稲の生産を主としており、今後も水田活用型農業を継続していきたい。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備(大型機械等を効率的に利用できる面整備等)を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を段階的に図っていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手の中には、規模拡大の意向を有するものも数名いる。それらを軸として、引き続き農地の集積・集約化の検討を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の未耕作農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進めていきたい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の検討を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、新規就農者への農地斡旋、就農定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
自然災害等の収入減少リスクから農業経営を守るために農業経営収入保険制度等を活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

レ	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	レ	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	レ	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

⑦水利組合の活動等を通じて、農地・水路・農道の維持管理を継続していく。

⑨地域内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来の堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮崎市長 清山 知憲

市町村名 (市町村コード)	宮崎市 (452017)
地域名 (地域内農業集落名)	高岡7 (上下八久保、永田、上下出山、八反田、西小山田、下川子、東麓、東西、門前、西麓、新城、前原、水流、平谷、東小山田、湯ノ谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 7月 9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、大淀川より南部に位置し、稲作農家を中心に施設園芸農家及びJA畜産団地に3戸、その他地区内に2戸の畜産農家があり、多様な中心経営体が確保されている。将来、高齢化や後継者不足による耕作放棄地の発生を危惧しており、数回の話し合いを行い受託組織等の立上げを検討してきたが設立には至っていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

これまでと同様な作物を耕作するとともに、小規模な田が多いため、新たな担い手が効率よく耕作できるよう基盤整備を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺に所在する農地を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とし、保全及び管理が行われる区域については、地域の実情に合わせて、検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
基盤整備を行っていない農地については、今後畦畔の除去などを検討する。農地の集積・集団化については、受託組織立ち上げの再検討も視野に入れて取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針

今後は地区内での話し合いや勉強会を行うなどし、農地中間管理事業への活用も視野に入れ農地の集約化を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備は約十年前に完了しているが、山あいの一部の地域が未整備であり、今後の話し合いにより必要であれば基盤整備についても検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域外からの耕作者も多いことから、地域での草刈りや溝の清掃などへの参加者が少ない現状である。今後は、そのような耕作者にも協力を呼びかけるなど、協力体制を再構築する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

かつては、地域で受託組合を組織化する検討をしていたが、規模の経済を視野に入れても、オペレーターや会計事務の担い手が確保できないために、断念した経緯があるが、将来の地域農業の維持のために、再検討する余地はある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

レ	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	レ	⑦保全・管理等	レ	⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①地域内の水田及び施設(ハウス)において、イノシシやアナグマなどの被害が多い状況であるため、地域において一体的なワイヤーメッシュや電気柵の設置を今後検討する。

⑦畔や水路の草刈りなどの整備に、労力を要しており、本来の農作業にあてる時間が確保されず、夜間の作業も余儀なくされている現状である。地域外からの耕作者にももっと協力を求める。

⑧有害鳥獣や自然災害による畔の破壊や、暗渠排水の排水能力低下など、農地の集団化を阻害するものについては、地域あげて整備を要望する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮崎市長 清山 知憲

市町村名 (市町村コード)	宮崎市 (452017)	
地域名 (地域内農業集落名)	清武2 (上木原、中木原、下木原、上中野、下中野、新町、永田、黒坂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

下中野地区の担い手は、露地野菜、畜産、施設園芸と多岐にわたるが、迫田が多く、地区内では優良農地確保が困難なため、地域外に農地を確保し、出作を行っている担い手も存在する。木原・永田・黒坂地区の担い手は、施設園芸中心の経営体が大半で、一部に畜産や露地野菜に取り組む農家もある。地域内農地の大半は水田で、面積が狭いことや迫田・湿田もあり効率的な機械作業が難しい上に、米価の下落等で水田の魅力が薄れ、年々、水田活用型農業を主とした担い手が減少している状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域では施設園芸経営を主としており、今後も施設園芸と水田活用型農業を組み合わせた経営により農業所得の確保を行っていききたい。

また、規模拡大を希望する地域内担い手に農地の貸借・売買の斡旋を行いつつ、地域コミュニティの活性化のため、地域外担い手から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備（大型機械等を効率的に利用できる面整備等）を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を段階的に図っていききたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	162.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	162.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、規模拡大を計画する認定農業者や認定新規就農者等の担い手を中心に農地利用集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の未耕作農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進めていきたい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の検討を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、新規就農者への農地斡旋、就農定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻防除については農業共済組合やJAなどのヘリ、ドローンの活用を実施し、普及拡大を図っていく。自然災害等の収入減少リスクから農業経営を守るために農業経営収入保険制度等を活用していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

レ	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	レ	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	レ	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	レ	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

③水稻防除の省力化のためにドローンを活用した水稻防除を取り入れるとともに、担い手による組織体制の構築も図っていく。

⑦多面的機能支払交付金事業の活動等を通じて、農地、水路、農道、ため池等の維持管理を続けていくためにも担い手の確保を進めていく。

⑨地域内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来の堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮崎市長 清山 知憲

市町村名 (市町村コード)	宮崎市 (452017)	
地域名 (地域内農業集落名)	清武 3 (船引、黒北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 7 月 9 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は露地野菜、畜産、花卉、果樹、施設園芸農家と多岐に渡り中心経営体が確保されている。畑地帯は圃場整備済みで良好な区画が確保されており、新規就農者の参入も多い。一方、水田地帯は昭和初期に整備されたため1区画が8a程度と農道を含め狭隘である。この問題に対し、過去にも地主同士で話し合いが行われたが、意見が折り合わず未解決のままとなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は露地野菜、畜産、施設園芸等で農業所得の確保を行っていききたい。
また、規模拡大を希望する地域内担い手に農地の貸借・売買の斡旋を行いつつ、地域コミュニティの活性化のため、地域外担い手から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備（大型機械等を効率的に利用できる面整備等）を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を段階的に図っていききたい。
なお、基盤整備の完了した畑地帯は新規就農者の参入が進んでいるため、地域と関係機関一体となって新規就農者の受け入れ体制を強化していききたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、規模拡大を計画する認定農業者や認定新規就農者等の担い手を中心に農地利用集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の未耕作農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進めていきたい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の検討を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、新規就農者への農地斡旋、就農定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻防除については農業共済組合やJAなどのヘリ、ドローンの活用を実施し、普及拡大を図っていく。 自然災害等の収入減少リスクから農業経営を守るために農業経営収入保険制度等を活用していく

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

レ	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	レ	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	レ	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	レ	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

③水稻防除の省力化のためにドローンを活用した水稻防除を取り入れるとともに、担い手による組織体制の構築も図っていく。

⑦多面的機能支払交付金事業の活動等を通じて、農地・水路・農道の維持管理を継続していく。

⑨地域内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来の堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。

宮農企 第97号6
令和7年7月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮崎市長 清山 知憲

市町村名 (市町村コード)	宮崎市 (452017)	
地域名 (地域内農業集落名)	大宮1 (池内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 7月 9日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻、施設園芸（きゅうり、ピーマン、佐土原ナス、ミニトマト）、果樹等多様な担いに加え、池内米生産組合を設立して営農を行っている。しかし、水稻農家については、高齢化が進み、後継者がいない状態。5年後には、農地の貸借が増加すると予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻、施設園芸（きゅうり、ピーマン、佐土原ナス、ミニトマト）、果樹等を主としており、今後も施設園芸と池内生産組合を活用した農業経営を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地区域内の農地及び周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、保全、管理が行われる区域については、今後、具体的な取組みがあった場合に検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
当地区は(株)池内米生産組合を中心に集積・集約の取組みを行っている。(集積率53%)
(2) 農地中間管理機構の活用方針

(株)池内生産組合を中心に、農地中間管理機構を通じてほとんど完了している。

(3) 基盤整備事業への取組方針

50年前位に基盤整備されている。(補助支払は7年前に完了している)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

経営体の確保、新規就農者の受け入れなどを図っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

(株)池内米生産組合を中心に取組みを行っている。水稻防除についてはJ農業共済組合やJ Aなどのヘリ、ドローンの活用を実施し、普及拡大を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮崎市長 清山 知憲

市町村名 (市町村コード)	宮崎市 (452017)
地域名 (地域内農業集落 名)	佐土原11 (片瀬原、西片瀬原、仲片瀬原、南片瀬原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 7月 9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、稲作、施設園芸などの担い手が確保されている。経営の意向について、39経営体のうち3経営体で「規模拡大したい」、23経営体で「現状維持」、1経営体で「規模縮小」、12経営体で「完全に離農」と、それぞれ回答している。さらに25経営体で後継者が「後継者がいない」と回答しており、後継者の確保が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要品目である施設胡瓜、施設ピーマン、施設しょうが、露地しょうがの品質向上対策、収量アップをJAと連携し取り組んでいく。また、地域外から農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、保全・管理が行われる区域については、今後、具体的な取組みがあった場合に検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

補助事業等の活用のために農地中間管理機構への貸し付けに理解を示す農地所有者は、農地中間管理機構への貸し付けを検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

補助事業等の活用のために農地中間管理機構への貸し付けに理解を示す農地所有者は、農地中間管理機構の活用を促していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

用水が課題としてあがっているため、事業活用の可否を含め、本地区の担い手を中心に協議を重ねていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現時点では、取組の予定はないが、必要性が高まり次第、検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】